

地球温暖化対策のための投資における
資金調達を利子補給により支援します。

～「環境金融の拡大に向けた利子補給事業」のご紹介です～

- 貸付金利の優遇が受けられないかな。
- 環境配慮の取組を評価してほしい。



事業者

金融機関の融資判断に、企業単位、プロジェクト単位での環境配慮の取組を組み込む環境金融を推進するとともに、地球温暖化対策のための投資における資金調達を利子補給により支援します。

お問い合わせ・ご相談は、お気軽に環境省総合環境政策局
環境経済課(03-5521-8240)までお電話ください。

●環境金融の拡大に向けた利子補給事業

以下の利子補給事業を実施するために、基金を造成します。

1. 環境配慮型融資促進利子補給事業

利子補給対象者：民間金融機関

対象事業：環境配慮型融資のうち、地球温暖化対策のための設備投資への融資。

条件：融資を受けた年から3力年以内にCO2排出量を3%（又は5力年以内に5%）以上削減。

利子補給率：〔（契約時の貸付金利）× 2/3〕%（1%を限度）

2. 環境リスク調査融資促進利子補給事業

利子補給対象者：民間金融機関

対象事業：環境リスク調査融資のうち、地球温暖化対策のためのプロジェクトへの融資。

条件：CO2排出量の削減・抑制状況の金融機関によるモニタリングの実施。

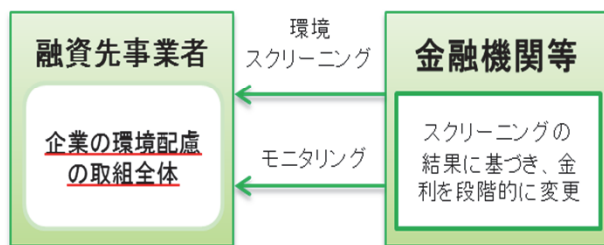
利子補給率：年利2%を限度

環境配慮型融資促進利子補給事業

環境リスク調査融資促進利子補給事業

コーポレートベース 環境配慮型融資の概要

民間金融機関が企業の環境配慮の取組全体をスクリーニング手法等により評価し、その評価結果に応じて、低利融資を行う融資制度。



環境リスク調査融資の概要 プロジェクトベース

民間金融機関が、融資先事業者に対し、事業に伴う環境影響等の調査結果及び環境配慮の取組計画の提出を求め、その内容及び実施の確認を民間金融機関が行う融資制度。

